

8 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、各市町村が実施する事業です。

地域支援事業の内容

介護予防・日常生活支援総合事業

※1

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス
 - ・介護予防ケアマネジメント
- 一般介護予防事業

要支援者などの多様な生活支援のニーズに対応するため、旧介護予防訪問介護や旧介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援なども含めて、多様なサービスを行います。
詳しくは、次のページを御覧ください。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等)
- 生活支援サービスの体制整備
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

市町村が設置する地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの職員が配置され、その専門知識や技能を互いに活かしながら高齢者やその家族などへの総合的な支援を行います。
詳しくは、「地域包括支援センター」(P.25)を御覧ください。

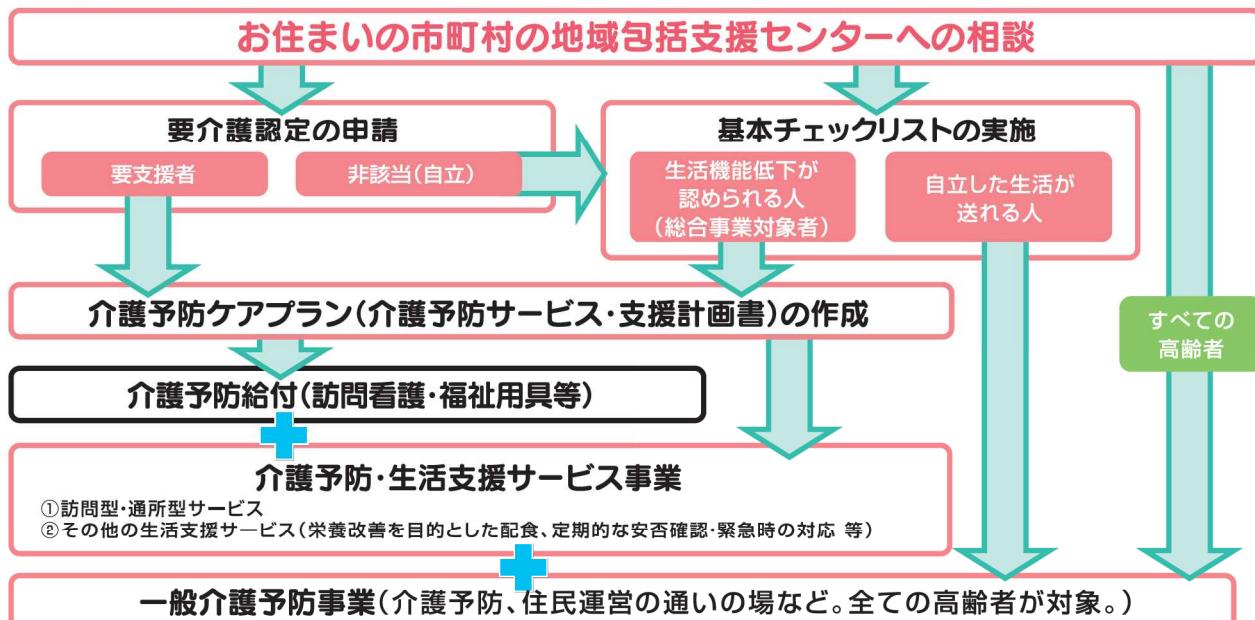
任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

介護保険事業の運営の安定化および高齢者の地域における自立した日常生活的支援のために行う事業です。

※1 平成29年4月からは、すべての市町村が介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用までの流れ



介護予防・日常生活支援総合事業を構成する各事業の内容・対象者

1 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援に認定された人及び基本チェックリストにより、総合事業の対象者と判断された人が対象となります。これまで、介護予防サービスとして提供された旧介護予防訪問介護に相当する「訪問型サービス」や旧介護予防通所介護に相当する「通所型サービス」のほか、「その他の生活支援サービス」を受けることができます。

事業	内 容
訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を受けることができます。
通所型サービス	通所介護施設等で、入浴や食事、機能訓練など、日常生活上の支援を受けることができます。また、体操・運動などの自主的な通いの場に通うことができます。
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りなど、地域で自立した日常生活が送れるように支援を受けることができます。
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアマネジメントが行われます。

2 一般介護予防事業

すべての高齢者を対象とした自立支援のための取組です。高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場やリハビリテーション専門職による自立支援のための取組など、要介護状態になってしまっても、生きがいの役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的に実施されます。

本事業は、介護予防のための活動の普及・啓発を行う「介護予防普及啓発事業」のほか、「介護予防把握事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の事業により構成されています。

運動等ができる身近な通いの場の構築

最近の研究によると、どんなに年齢を重ねても、適切なトレーニングを行うことにより、筋力を向上させることができます。

そのため、市町村では、一般介護予防事業として、次のような介護予防のためのプログラムを推進しています。

生活機能の向上や地域社会活動への参加をつうじて、生きがいのある生活・自己実現を図るため、皆さまの積極的な御参加をお待ちしています。

■住民運営の通いの場のプログラム

- ・市町村の全域で、高齢者が容易に通える範囲に通いの場を住民主体で展開
- ・前期高齢者のみならず、後期高齢者や閉じこもり等何らかの支援を要する人の参加を促す
- ・住民自身の積極的な参加と運営による自律的な拡大を目指す
- ・後期高齢者・要支援者でも行えるレベルの体操などを実施
- ・体操などは週1回以上の実施を原則

※フレイル予防について

近年では運動機能の低下だけでなく、低栄養、口腔機能の低下、社会的孤立などに着目したフレイル予防の取組も実施しています。

お住まいの市町村によって、提供されるサービスは異なります。
詳しくは、お住まいの市町村の窓口や地域包括支援センターにお問い合わせください。